

市民税・県民税（特別徴収）の延長後の納期限決定のお知らせ

東日本大震災により多大な被害を受けられた方におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

横浜市では、東日本大震災の発生を受けて延長していた、平成23年3月11日に指定地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）に住所等を有していた方に対する、災害の発生日以降に到来する市民税・県民税の納期限について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

【延長後の納期限】

- 1 平成23年3月11日において、青森県及び茨城県に住所等を有していた方（[平成23年6月24日市告示343号](#)）

月別（徴収月）	本来の納期限	延長後の納期限
平成23年3月分	平成23年4月11日（月）	平成23年7月29日（金）
平成23年4月分	平成23年5月10日（火）	
平成23年5月分	平成23年6月10日（金）	
平成23年6月分	平成23年7月11日（月）	

※平成23年7月分以降の納期限に変更はありません。

- 2 平成23年3月11日において、岩手県、宮城県及び福島県に住所等を有していた方（[平成23年9月22日市告示466号](#)）

月別（徴収月）	本来の納期限	延長後の納期限
平成23年3月分	平成23年4月11日（月）	平成23年10月31日（月）
平成23年4月分	平成23年5月10日（火）	
平成23年5月分	平成23年6月10日（金）	
平成23年6月分	平成23年7月11日（月）	
平成23年7月分	平成23年8月10日（水）	
平成23年8月分	平成23年9月12日（月）	
平成23年9月分	平成23年10月11日（火）	

※平成23年10月分以降の納期限に変更はありません。

【お問い合わせ先】

ご不明な点などがありましたら、横浜市特別徴収センター（納入については、特別徴収納入取扱区役所 税務課納税担当）までお問い合わせください。